

参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年法律第五十四号）

〔審決〕

第六十六条（略）

- ② 審判請求が理由がないときは、公正取引委員会は、審判手続を経た後、審決で、当該審判請求を棄却する。
- ③ 審判請求が理由があるときは、公正取引委員会は、審判手続を経た後、審決で、原処分全部又は一部を取り消し、又はこれを変更する。
- ④（略）

〔審決の取消し〕

第八十二条（略）

- ② 公正取引委員会は、審決（第六十六条の規定によるものに限る。）の取消しの判決が確定したときは、判決の趣旨に従い、改めて審判請求に対する審決をしなければならない。